

竹ん子の会 ニュースレター

みふね
御船 竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会

第18号



竹ん子の会 会長 吉井博

電話 090-4473-7798

あけましておめでとうございます！

平成23年6月に提訴し、これまでに8回の口頭弁論が開かれました。これまでにご協力いただいた皆様に感謝申し上げます。

毎回傍聴やその他説明会等の活動に参加して下さっている皆様、そして日ごろからご支援下さいます皆様一人ひとりの力が合わさり、この裁判も大きく進展してきました。この度竹バイオマス問題の原因でもある会社の社長に有罪判決が出されたことも、私たち住民の活動が少なからず影響を与えた結果だと思っています。

今後、春から夏にかけていよいよ証人尋問が行われる予定です。裁判を通して様々な事実が明らかになってきましたが、“真相究明”と“同じ過ちを二度と起こさない”というこの裁判の目的を今一度確認し、皆様一丸となって取り組みましょう！

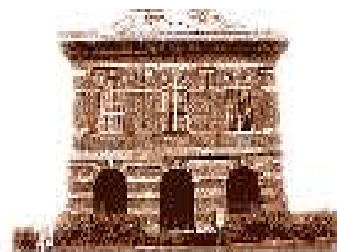
本年もよろしくお願い致します。



第8回口頭弁論が開かれました

12月14日、第8回口頭弁論が熊本地裁で行われました。凍えるような気温の中、これまでのなかでも一番多くの方が傍聴に訪れました。裁判所の配慮により法廷に椅子を運んでいただきましたがそれでも後から来た人は法廷に入れなかったほどでした。

今回の内容は、被告（町側）の反論書面の提出が主で、その他今後の流れの確認などがなされました。私たち原告は次回の方口頭弁論の期日までに、これまでの争点を整理するために時系列列表を提出することになっています。



…大切にしたいこと…

・竹バイオマス問題の真相究明



・「今回の竹バイオマス問題がなぜ起こったのか」「このような問題が今後起こらないためにはどうすればいいのか」を住民目線で考える。



*「竹ん子の会」のホームページもご覧ください <http://takebio.mifune.org>

被告(町側)の矛盾

御船竹資源開発の建設予定地について



住民

弁護団

前回



裁判所



山本孝二町長

町の弁護士

県からの回答書によると「『白岩産業団地を購入したい』と相談を受けましたが賃貸の話はしていません。事業の裏付け書類も未提出で、購入申込もされていません。予約もされていません」

熊本県が所有する白岩工業団地の一区画を購入するのではなく、賃貸契約する予定でした。だから、購入するほどの自己資金は必要ではありませんでした。

解説

- ・被告(町側)は前回の主張を裏付けるために白岩工業団地中の「予約済」の記載があるパンフレットを提出した。しかし県が正式に出した回答では、賃貸契約の話も、購入申込みもされなかったということなので、被告が今回出したこの証拠は、県の回答を覆すものではない。
- ・被告は、工場用地の確保は購入でも賃貸でも、結果的に事業さえできればどっちでもよかったというようなことを言っている。しかし、先に賃貸契約する予定だったので大きな自己資金は必要なかったと言ったのは被告自身である。明らかに筋が通らない主張である。

第9回口頭弁論予定

日時 平成25年2月22日(金) 10時00分

口頭弁論のあとに弁護士の先生方による説明会も行う予定です

平成24年度 ご支援のお願い!

竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会では、広く支援者を募っております。

正会員 一口月額1,000円(何口でも可) 賛助会員 一口1,000円(何口でも可)

会の口座【〒ぱるる口座 記号17160番号33459351竹バイオマス問題住民訴訟原告支援者の会】

お問い合わせは、竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会事務局 電話090-4473-7798 まで